

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）第 7 条の規定により、下記事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的な評価の結果を公表します。

平成 28 年 11 月 30 日

愛知県知事 大村 秀章

特定事業（愛知県警察運転免許試験場整備等事業）の選定について

1 事業内容

（１）事業名称

愛知県警察運転免許試験場整備等事業（以下「本事業」という。）

（２）事業に供される公共施設の種類の種類

警察施設（運転免許試験場）

（３）公共施設の管理者

愛知県知事 大村 秀章

（愛知県知事から本事業について事務の委任を受けた者 愛知県警察本部長）

（４）事業目的

現在、愛知県警察運転免許試験場（以下「本施設」という。）には、運転免許試験場（本場）と運転者講習センターが立地しています。運転免許試験場においては、自動車運転免許証の新規交付・更新・記載事項の変更等の免許管理、試験、適性相談等を行っています。また、運転者講習センターにおいては、自動車運転免許に関する企画及び行政処分、指定教習所の指導・監督、運転者講習、交通安全教育等を行っています。

このうち運転免許試験場は、昭和 40 年 4 月に運用が開始され、竣工後 50 年が経過し、老朽化が著しく、速やかな建替えが必要な状況にあります。また、運転免許試験場と運転者講習センターは別棟となっているほか、バリアフリーやユニバーサルデザインへの対応が遅れており、職員を含めた施設利用者にとっての効率性・利便性・快適性の向上が求められています。

あわせて、県では、愛知県交通安全条例（平成 26 年条例第 55 号）を制定し、交通事故のない社会の実現を目指した取組を推進しています。また、愛知県警察本部では、「『安心』して暮らせる『安全』な愛知の確立」を警察運営の基本目標（平成 28 年）とし、安全で快適な交通社会の実現を図る施策を実施しています。これらを背景として、運転免許事務や交通安全教育を担う本施設の重要性が高まっています。

これらのことを踏まえ、県民等の生活及び経済活動における安心・安全を支える拠点施設として機能の維持・高度化を図るとともに、運転免許業務の効率性や利用者サービスの向上

を図ることを目的として、本施設を再整備することとしました。

また、本施設を再整備する手法として、民間の経営能力及び技術的能力を活用するPFIを導入することとし、設計、建設、維持管理及び附帯事業を一体として行うことによるサービス水準の一層の向上やライフサイクルコストの削減を図るものとします。

(5) 事業概要

ア 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が自らの提案をもとに施設の設計、建設を行った後、県に施設の所有権を移転し、事業契約書に示される内容の維持管理、附帯事業を行う方式（BTO (Build Transfer Operate)）により実施することとします。

イ 本事業の対象となる施設

本事業の対象となる施設は下記の施設及び外構施設となります。

(ア) 整備対象施設

- a 庁舎
- b 附属棟（発着場、車庫）
- c 技能試験コース
- d 四輪駐車場（平面駐車場・立体駐車場）
- e 二輪駐車場
- f 駐輪場

(イ) 解体・撤去施設

- a 運転免許試験場
- b 運転者講習センター
- c 附属棟（発着場・車庫）
- d 技能試験コース
- e 四輪駐車場（平面駐車場）
- f 二輪駐車場
- g 駐輪場

ウ 事業範囲

事業者が実施する事業範囲は下記のとおりとします。

(ア) 設計・建設業務

- a 事前調査業務
 - ・地質調査
 - ・土壌調査
- b 設計業務
 - ・整備対象施設の基本設計、実施設計及びその関連業務
 - ・解体・撤去施設の取壊し設計
- c 建設工事
 - ・整備対象施設の建設工事
 - ・解体・撤去対象施設の解体・撤去工事
- d 工事監理業務

- ・整備対象施設の建設に係る工事監理業務
- ・解体・撤去施設の解体・撤去工事に係る工事監理業務
- e 周辺家屋影響調査業務及びその対策業務
- f 電波障害調査業務
- g 各種申請等の業務
- h 施設の引渡し
- (イ) 維持管理業務
 - a 点検・保守・経常修繕業務
 - b 植栽外構等保守管理業務
 - c 環境衛生管理業務
 - d 清掃業務
 - e 駐車場管理業務
- (ウ) 附帯事業
 - a 食堂の運営業務
 - b 売店の運営業務
 - c 自動販売機による飲食物の販売業務
 - d 各種証明用無人写真撮影機による写真の撮影、販売業務
 - e 任意提案業務
- (エ) 県が行う下記の業務との調整・協力
 - a 現施設（解体・撤去対象施設）からの什器備品等の整備対象施設への移転及び廃棄業務
 - b 什器備品等の調達、保守及び修繕業務
 - c 清掃業務（事業者の清掃範囲に含まれない諸室等）及び廃棄物処理業務
 - d 事業者に対して行う業務のモニタリング
 - e その他県が行う業務

(6) 事業期間

本事業の事業期間は、平成29年10月から平成47年3月までの17.5年間（設計・建設期間2.5年間、維持管理期間15年間）とします。

なお、設計・建設期間は庁舎の供用開始（県による運用開始）までの期間であり、庁舎の建設工事を含めて平成33年2月までに、整備対象施設の建設工事及び解体・撤去対象施設の解体・撤去工事を実施するものとします。

また、維持管理期間は庁舎の供用開始後から事業終了までの期間であり、整備対象施設の供用開始（県による運用開始）にあわせて、適宜維持管理業務及び附帯事業を実施するものとします。

(7) 事業スケジュール（予定）

ア 事業契約の締結	平成 29 年 10 月
イ 施設の設計・建設期間（引渡し）	
（ア）四輪技能試験コース	平成 30 年 12 月末
（イ）二輪技能試験コース、二輪発着場、二輪車庫	平成 31 年 2 月末
（ウ）庁舎、四輪車庫	平成 32 年 1 月末

(エ) 平面駐車場	平成 32 年 10 月末
(オ) 立体駐車場、四輪発着場、外構	平成 33 年 2 月末
ウ 庁舎の供用開始	平成 32 年 4 月
エ 維持管理期間	平成 32 年 4 月～平成 47 年 3 月 (15 年間)

(8) 事業者の収入に関する事項

県は、事業者が、県の示す業務要求水準を満たして本施設を常に適正な利用が可能な状態とするために必要な設計、建設及び維持管理を行う対価として次に掲げるサービス購入料（消費税及び地方消費税を含む。）を支払います。

ア 設計・建設に係るサービス購入料

県は、上記（5）ウに掲げる（ア）に係る対価（県が一括払いを行うまでに必要な資金の調達に係る金利を含む。）として、施設完成後、県に引き渡される際に、事業契約書に定めるサービス購入料を一括して支払います。

イ 維持管理に係るサービス購入料

県は、上記（5）ウに掲げる（イ）に係る対価として、毎年度サービス購入料を支払います。

2 県が直接実施する場合とP F I 事業で実施する場合の評価

(1) 評価の方法

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する事業の実施に関する基本方針」及び愛知県警察運転免許試験場整備等事業実施方針に基づき、事業期間全体にわたるコスト算出による県の財政負担額の定量的評価及びP F I 事業で実施することによるサービス水準に関する定性的評価を行い、総合的な評価を行うこととします。

(2) 定量的評価

本事業を県が直接実施した場合とP F I 事業により実施した場合それぞれの事業期間全体を通じた県の財政負担額を比較するにあたり、次のように前提条件を設定しました。

なお、これら前提条件は、県が独自に設定したものであり、応募者の提案内容を制限するものではなく、また一致するものでもありません。

ア 前提条件

	県が直接実施する場合	P F I 事業により実施する場合
財政負担額の主な内訳	①設計・建設に係る費用 ・解体・撤去費 ・設計費 ・建設費 ・工事監理費 ②維持管理に係る費用 ・施設管理費 ・修繕費 ③起債の支払利息	①県からのサービス購入料 ・設計・建設業務に係る対価 ・維持管理業務に係る対価 ②起債の支払利息 ③アドバイザー費 等
事業期間	17.5 年間	
設計・建設に関する費用	基礎調査をもととした積算等に基づき設定。	設計・建設の一括発注及び民間事業者の創意工夫等により、県が直接実施する場合と比較して一定割合の縮減が実現するものとして設定。
維持管理に関する費用	県の実績等を勘案して設定。	設計・建設・維持管理の一括発注及び民間事業者の創意工夫等により、県が直接実施する場合と比較して、一定割合の縮減が実現するものとして設定。
資金調達に関する事項	< 県の資金調達 > ・起債	< 事業者の資金調達 > ・県からのサービス購入料 ・自己資金（資本金）
共通条件	割引率 1.828%，物価上昇率 0%	

イ 算定方法

上記の前提条件を基に、県が直接実施した場合の県の財政負担額とP F I 事業により実施する場合の県の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、それらを割引率により現在価値に換算しました。

ウ 評価結果

算定結果により、県の財政負担額を比較したところ、本事業を県が直接実施した場合に比べて、P F I 事業により実施する場合は、事業期間中の県の財政負担額が、約 3 % 削減することが見込まれます。

(3) 定性的評価

本事業を P F I 事業により実施した場合、上記のような定量的な効果に加え、以下のような定性的な効果が期待できます。

ア 施設整備・維持管理の効率的な実施

施設の解体、設計、建設と維持管理を一括して発注することによって、維持管理に配慮した効率的、機能的な施設整備が期待できます。また、複数の維持管理業務を一体化し連携させることで、業務の執行体制の再構築を図ることにより、効率的な維持管理の実施が期待できます。

イ 良好なサービスの提供

P F I 事業で実施する場合、維持管理業務及び附帯事業を長期契約とすることで、事業者者に各業務に係る知見や経験が蓄積され、事業者のノウハウや創意工夫等を最大限発揮することによって、施設利用者のニーズに対応した良好なサービスの提供が期待できます。

ウ 健全で安定的な事業運営の実現

県と事業者の役割分担及びリスク分担を適切に行うことによって、修繕に係る突発的な支出等、現在、県が負担しているリスクに適切かつ迅速な対応が可能となり、事業の円滑な遂行や健全で安定した事業運営の確保が期待できます。

(4) 総合評価

本事業を P F I 事業として実施することにより、事業者の創意工夫やノウハウを活用することで、県が直接実施した場合に比べ、約 3 % の県財政負担額の削減という定量的な効果が見込まれるとともに、施設整備、維持管理及び附帯事業の効率的な実施、施設利用者のニーズに対応した良好なサービスの提供が期待できます。

以上により、本事業を P F I 事業として実施することが適当であると認められるため、ここに P F I 法第 7 条に基づく特定事業として選定します。